

論文審査の要旨および学識確認結果

報告番号	第 号	氏 名	齋藤 直紀
論文審査担当者：	主査	慶應義塾大学准教授	博士(工学) アルマザン, ホルヘ
	副査	慶應義塾大学教授	博士(情報学) 小檜山 雅之
	副査	慶應義塾大学教授	博士(工学) 小林 博人
	副査	東京大学准教授	博士(工学) 中島 直人
(論文審査の要旨)			
修士(工学)、齋藤直紀君提出の学位請求論文は「東京都区部における開放的な公私境界部の集合形式－暗渠上路地・鉄道高架下空間・住宅密集地域を対象として－」と題し、六章からなっている。 近年東京都区部では、大規模開発の増加により従来の住宅地がタワーマンションに置き換わっている。これらの開発は各地区内に利便性の高い新たな居住空間と商業空間を実現する。しかしながら、地区内で空間が完結しているため、近隣地区に対しては閉鎖的であり、従来の商店街や住宅地域と比較して街路沿いの活動は減少する。行政はこのような状況を改善するために、街路空間における社会交流や滞在を促進する「まちなかウォークアブル推進プログラム」や道路占用許可の緩和等を策定している。これらの政策では、公共空間と私有空間の境界（以下、公私境界部）の開放的なデザイン、積極的な外部空間の活用やヒューマンスケールな街並みを重要視している。 新しい開発やまちづくりが注目される一方で、東京には古くから歩行者の利用を中心としたエリアにおけるヒューマンスケールな街並みが存在する。本論文はそのような街並みに着目し、その中でも比較的に、行政による一体的な都市計画が行使されていない、「創発的」に形成された既存の街路空間に主眼を置く。具体的には「暗渠上路地」、「鉄道高架下空間」、「住宅密集地域」の3つの事例を選定し、開放的な公私境界部を持つ街並みの特性を抽出する。 第1章では、研究の背景と目的、対象地域、方法、既往研究における街並みの評価方法、本論文における「創発」の定義及び論文の構成について述べている。 第2章では、戦後の人口増加や復興事業による急激な都市化によって形成された暗渠の中で、住宅地における幅員が狭く自動車の侵入が不可能な暗渠上路地を対象に、公私境界部を構成する地盤の高低差や、柵や擁壁といった境界要素、建物の向きや、植木鉢や家具などの人々の活動を現す要素の配置から、公私境界部の集合形式を説明している。 第3章では、道路交通の円滑化や、安全性の確保のために形成された鉄道高架の中で、一般の人々に開かれた公共・福祉・商業用途の機能を持った高架下空間を対象に、公私境界部を構成する建物の規模や密度、出入り口の個数といった接続性から、公私境界部の集合形式を説明している。 第4章では、震災・戦災復興における急速な都市化により形成された、低層住宅が多く、人口密度が高い住宅密集地域を対象に、公私境界部を構成する道路・路地の幅や形状、建物の向きや規模・用途、境界要素、人々の活動を現す要素の配置から、公私境界部の集合形式を説明している。 第5章では、前章で述べられた開放的な公私境界部の集合形式を生み出す創発の条件を考察し、以下のデザイン原理として整理された。《「カスタマイズの余白」：住民や店主が公私境界部に植物や家具を置くことで、多様なファサードを持った街並みが生まれる》、《「都市的な浸透性」：視覚的・物理的につながる公私境界部により、人々の往来や交流が現れる街並みが生まれる》、《「コンパクトな多様性」：街区内に様々な規模の建物と街路が配置されることで、多様な用途に対応できる街並みが生まれる》。最後に、デザイン原理を今後の都市計画に導入し、想定される効果と課題を述べている。 第6章では、第2章から第5章までの各章で得られた結果と、それに伴う課題と展望を、本論文の結論として述べた。 以上、本論文で述べられている「公私境界部」の分析と考察は都市計画分野への貢献度が高く、工学上寄与するところが少なくない。よって、本論文の著者は博士（工学）の学位を受ける資格があるものと認める。			
学識確認結果	学位請求論文を中心にして関連学術について上記審査会委員で試問を行い、当該学術に関し広く深い学識を有することを確認した。 また、語学（英語）についても十分な学力を有することを確認した。		

※ ○○ ○○には審査担当者氏名、△△△△には、「上記審査会委員」等と記載する。